



外国為替及び外国貿易法に基づく外国送金の申告について

スタンダードチャータード銀行 東京支店

当行では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融の防止並びに経済制裁措置への適切な対応のため、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」といいます。）第17条その他の関係法令に基づき、お客さまのご送金及びその基礎となる取引が、支払規制、資金使途規制、資本取引規制、役務取引規制その他の規制に該当しないことを確認しています。また、取引の内容に応じ、適用される外国の経済制裁法令及び規制並びに当行の規程に基づく確認を行います。これらに抵触する、又は抵触するおそれがあるお取引は、お取り扱いできない場合があります。

ご送金をご依頼の際は、以下の事項をご確認の上、正確かつ十分な情報をご申告くださいますようお願いいたします。

ご申告いただく事項

1. ご送金の区分及び送金目的

- a. 次の送金区分及び送金情報を具体的にご申告ください。
 - 送金区分：貿易に係る取引、仲介貿易に係る取引又は貿易以外の取引
 - 送金情報：送金目的。輸入代金又は仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地域（都市名）、仕向地（国名）及び経由地（仲介貿易の場合）
- b. 当該ご送金及びその基礎となる取引が、外為法その他の適用される国内外の経済制裁法令及び規制（取引の内容に応じて適用される米国財務省外国資産管理室（OFAC）が所管する制裁を含みます。）に抵触しないことをご確認の上、その旨をご申告ください。また、北朝鮮、イラン又は制裁対象者が、直接若しくは間接に取引に関与し、利益を受け、又は所有若しくは代理関係を通じて関与するものではないことをご確認ください。OFAC制裁が適用される場合、制裁対象者による直接又は間接の所有割合を合算して50%以上となる法人等は、原則として制裁対象として取り扱われます。支配のみでは自動的に同ルールの対象とはなりません、個別の制裁制度及び当行の規程に基づき確認します。



2. 取引関係者に関する確認

- a. 送金人、受取人、取引相手、実質的支配者、代理人その他の関係者に、外為法その他の適用される経済制裁措置に基づく制裁対象者が含まれておらず、制裁対象者のために、又は制裁対象者に代わって行われるお取引ではないこと。
- b. 最終的な資金の受取人が北朝鮮に住所又は居所を有する個人若しくは北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体ではなく、また、お取引相手がこれらの者に実質的に支配されていないこと。
- c. 最終的な資金の受取人又はその他の取引関係者が、外為法上、ロシア・ベラルーシ関連の特定の制裁対象者により株式総数又は出資総額の50%以上を直接所有される団体（日本に主たる事務所を有する団体を除きます。）に該当しないこと。外国の制裁制度が適用される場合は、当該制度に定める直接又は間接の所有基準等も確認します。

ご申告及びご確認に当たっては、別紙の「主な規制対象取引の概要」をご参照いただくとともに、財務省、経済産業省、外務省その他の関係当局のウェブサイト等で、取引時点の最新情報をご確認ください。また、確認のため、契約書、請求書、船積書類、取引関係者又は所有関係を確認できる資料その他の資料のご提示をお願いする場合があります。必要な情報又は資料をご提示いただけない場合は、お取引をお取り扱いできないことがあります。

なお、既にご申告いただいたお取引についても、仕向送金又は被仕向送金の都度、取引内容及び最新情報の再確認をお願いする場合があります。

以上



主な規制対象取引の概要

2026年9月3日確認

以下は、2026年9月3日までに確認できた公表情報に基づく主な規制の概要であり、すべての規制、対象者、例外又は許可要件を網羅するものではありません。制裁対象者及び規制内容は随時追加又は変更されるため、送金依頼時及び取引実行時の双方で、財務省、経済産業省、外務省その他の関係当局が公表する最新の制裁対象者リスト及び規制内容をご確認ください。

財務省	経済制裁措置及び対象者リスト http://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html 規制内容 http://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/index.htm
経済産業省	https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

支払規制・資金使途規制等（抜粋）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/recent.html

外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者との取引

- テロリスト等、外為法で指定される資産凍結等経済制裁対象者（以下「制裁対象者」といいます。）との支払等（ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数又は出資総額の50%以上を直接所有する団体等との支払を含みます。）
- 第三国に所在する制裁対象者又は制裁迂回等に関与した指定者・特定団体との支払等
- 暗号資産による支払を含む、制裁対象者に対するあらゆる支払
- 間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等（第三者名義による支払を含みます。）及び制裁対象者が実質的に支配する法人等との間の支払等

具体的な対象者については、上記「財務省 経済制裁措置及び対象者リスト」をご確認ください。

北朝鮮に対する「支払の原則禁止」

- 北朝鮮に住所や居所を有する自然人や北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体(「法人等」)への支払
- これら人や法人等により実質的に支配されている法人等への支払

2024年3月26日、2025年8月27日及び2026年7月31日、関係省庁、関係国及び関係機関から、北朝鮮IT労働者に関する注意喚起が公表されています。北朝鮮IT労働者への業務発注又は対価の支払は、北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源となり、外為法その他の関係法令に違反するおそれがあります。このため、関連が疑われる企業又は個人への送金については、取引内容等を確認し、お取り扱いをお断りする場合があります。詳細は、関係省庁のウェブサイトをご確認ください。

https://www.npa.go.jp/bureau/security/northkorea_IT/NK_IT_202508.html

北朝鮮に関する貿易及び支払規制

- 北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物の輸入又は仲介貿易に係る支払
- 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係る支払

北朝鮮の「資金使途規制」

- 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの

イラン関連の「資金使途規制」及び資産凍結等の措置

- 「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われる支払
- イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として指定された対象者との支払、資本取引等

特定事業活動への対外直接投資

外為法令に定める事業^(*)を行う外国の組合その他の団体の外国における事業活動に充てるための支払

^(*) 外為法令に定める事業：漁業、皮革または皮革製品の製造業、武器の製造業、武器製造関連設備の製造業、麻薬等の製造業

ウクライナ情勢をめぐる外為法に基づく措置（抜粋）
（財務省 ウクライナ関連情報）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/ukraine_info.html

外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者との取引

- 資産凍結等の措置対象(*)となるロシア・ベラルーシの団体(「指定団体」)等への支払等
- 指定団体により株式の総数等の50%以上を直接保有されている団体への支払等

(*)具体的な対象者については、上記に記載の「財務省経済制裁措置及び対象者リスト」をご確認ください。

証券の発行等の禁止

- ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡に関する取引
- ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引
- ロシアの特定銀行（当該銀行が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体を含む）による、本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30 日超のものに限る）の発行又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引

技術提供・サービスに関する規制（原則不許可の許可制）

- ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引
- 外為法で指定されるロシア・ベラルーシの特定団体への技術提供に関する取引
- ロシアの個人・法人等への信託業に係る労務又は便益の提供に関する取引
- ロシア法人等への会計・監査、経営コンサルティング、建築又はエンジニアリングに係る労務又は便益の提供に関する取引

対外直接投資(*)の禁止

- ロシア連邦向けの新規の対外直接投資
- ロシア連邦内で行う事業活動資金の支払およびロシア連邦以外で行う事業活動でロシア企業等が関与する場合の事業活動資金の支払



(*)外国法人の 10%以上の株式取得や出資に係る証券取得、10%以上の株式や出資を有する外国法人に対する期間1 年超の金銭貸付（増額等条件変更を含む）等

ロシア産原油等の上限価格規制

ロシアを原産地とし海上で輸送される原油について、2025年9月12日以降の上限価格は1バレル当たり47.6米ドルです。当該上限価格を超える原油又は対象石油製品の購入若しくは輸送に関連する金銭の貸付契約又は債務保証契約に基づく債権の発生等に係る取引は規制対象となります。適用価格及び対象品目は変更される場合があるため、取引時点の最新情報をご確認ください。